

基安安発 0125 第 2 号
基安労発 0125 第 1 号
基安化発 0125 第 1 号
令和 3 年 1 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

インターネット等を介したeラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）に係る当面の考え方については、令和 2 年 3 月 26 日付け基安安発 0326 第 1 号、基安労発 0326 第 2 号、基安化発 0326 第 1 号「インターネット等を介した e ラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」（以下「特別教育通達」という。）により示したところであるが、特別教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修（以下「安全衛生教育等」という。）についてもインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「e ラーニング等」という。）を実施する動きが認められるところである。

この状況を踏まえ、今般、安全衛生教育等を e ラーニング等により実施することについて、下記のとおり基本的な考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者及び安全衛生教育等の実施機関等に対する周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、特別教育通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切

(2) 技能講習、衛生工学衛生管理者講習、建築物石綿含有建材調査者講習及び分析調査講習

ア 技能講習については、法第 77 条第 2 項第 3 号に規定する業務を管理する者が技能講習の実施状況を把握することができるよう、登録教習機関が設定した会場に集合して実施し、修了試験を対面により実施すること。また、受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること。

イ 衛生工学衛生管理者講習については、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）第 1 条の 2 の 2 の 2 第 1 項第 3 号に規定する衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が衛生工学衛生管理者講習の実施状況を把握することができるよう、登録衛生工学衛生管理者講習機関が設定した会場に集合して実施し、修了試験を対面により実施すること。また、受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること。

ウ 建築物石綿含有建材調査者講習については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第 5 条第 1 項第 6 号に規定する建築物石綿含有建材調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握することができるよう、講習実施機関が設定した会場に集合して実施し、筆記及び口述による修了考査を対面により実施すること。また、受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること。

エ 分析調査講習については、分析調査講習実施機関が当該講習の実施状況を把握することができるよう、分析調査講習実施機関が設定した会場に集合して実施し、筆記及び口述による修了考査を対面により実施すること。また、受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること。

実施場所、質問対応	受講者からの質問があった際に受け付けられること	受講者からの質問があった際に受け付けられること	登録講習機関が設定した会場に実施することにより、法第77条第2項第3号に規定する業務を管理する者が技能講習の実施状況を把握できること	登録衛生工学衛生管理者講習機関が設定した会場に実施することにより、登録省令第1条の2の2第1項第3号に規定する衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が衛生工学衛生管理者講習の実施状況を把握すること	登録衛生工学衛生管理者講習機関が設定した会場に実施することにより、登録省令第1条の2の2第1項第3号に規定する衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が衛生工学衛生管理者講習の実施状況を把握すること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	分析調査講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、分析調査講習実施機関が当該講習の実施状況を把握できること	建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が設定した会場に集合して実施することにより、建築物石綿含有建材調査者講習の登録規程第5条第1項第6号に規定する建築物石綿含有建材調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に回答できるよう双方向性が確保されていること	
人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
討議方式として実施する教育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 法第59条第1項及び第2項の規定による雇入れ時等の教育

(※2) 法第60条の規定による職長等の教育

(※3) 労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修

(※4) 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第5条の講習

(※5) 労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成18年厚生労働省告示第24号)

(※6) 衛生管理者規程(昭和47年労働省告示第94号)

(※7) 作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号)

(※8) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号)

(※9) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)

(※10) 令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」